

議案第103号 三田市総合文化センターの管理に係る指定管理者の指定について

令和7年度末に指定期間が満了となる「三田市総合文化センター」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市総合文化センター	JTB コミュニケーションデザイングループ 所在地 東京都港区芝三丁目23番1号 代表団体 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン 代表取締役 藤原 卓行

2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市総合文化センター	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定管理者の指定管理費及び選定理由

(1) 指定管理費 [提案額 949,998,500円(税込)]

(2) 選定理由

三田市総合文化センターについては、市の文化振興の拠点としての役割を果たしながら、持続可能な管理運営に取り組むことが求められている。

管理運営体制について、専門人材の確保をはじめとした具体的な実現性や継続性が見込める点を高く評価した。また、管理運営計画の全般にわたり、永年培ったノウハウに基づく安定的な運営が期待でき、とりわけ施設管理や日常管理についての信頼性が高いことから選定した。

ただし、三田市民のニーズを明確に把握・分析し、その結果を常に意識しながら5年間の事業展開へとつなげていくことが大切であることから、次期指定管理者には下記の取組を求める。

- 文化振興事業については、市民協働を基本とした姿勢は評価できるものの、新規性のある企画運営を強化する必要がある。
- 新たなニーズ喚起や利用拡大については工夫の余地があることから、マーケティングの質と精度の向上を求める。
- 文化振興事業をはじめとする各提案事業について、更なる集客とサービス向上を図るとともに、収益向上の取組強化を期待する。